



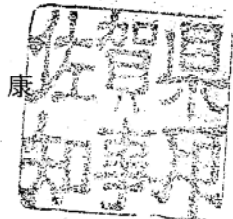
# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 熊本県阿蘇郡西原村大字布田834番地171

氏 名 株式会社サンレイメディカル  
代表取締役 田原 昌明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 古川 康



許可の年月日 平成24年 5月10日

許可の有効年月日 平成29年 5月 9日

## 1. 事業の範囲

収集運搬業 (積替え・保管行為を含まない)

### 特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻 (ｶﾞﾙﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

汚 泥 (水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、ｼｱﾝ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ｴﾗｰム、ｼﾞｱｼﾞﾝ、ｴﾓｰﾙ、ｴﾝｼﾞﾝ油又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃 油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン又はｴﾝｼﾞﾝ油を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃 酸 (水素ｲﾝ濃度指数2.0以下のもの又は水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、ｼｱﾝ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ｴﾗｰム、ｼﾞｱｼﾞﾝ、ｴﾓｰﾙ、ｴﾝｼﾞﾝ油又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ (水素ｲﾝ濃度指数12.5以上のもの又は水銀又はその化合物、ｶﾞﾙﾑ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価ｸﾛﾓ化合物、砒素又はその化合物、ｼｱﾝ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ｴﾗｰム、ｼﾞｱｼﾞﾝ、ｴﾓｰﾙ、ｴﾝｼﾞﾝ油又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

感染性産業廃棄物

以上6種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

(裏面へ)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年 5月10日 更新許可

平成25年 6月20日 変更届 代表者の変更 以下余白

5. 積替え許可の有無

余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の有無

無